

図11 「けいこごと」の学習曜日別学習者の構成(小学校)

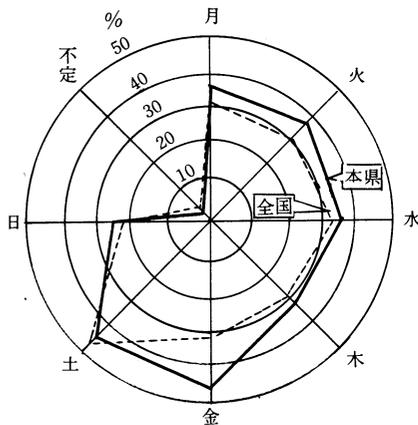
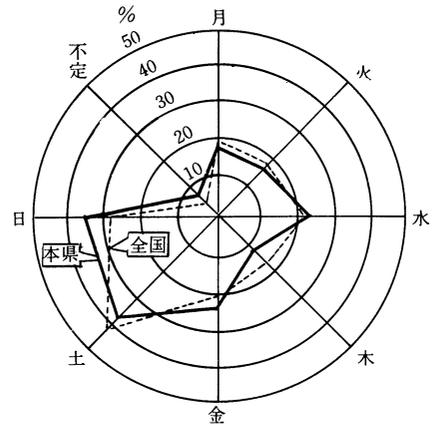


図12 「けいこごと」の学習曜日別学習者の構成(中学校)



④ 「学習塾」、「家庭教師」及び「けいこごと」の全体を通じてみた学習状況
 小・中学生のうち、昭和51年6月中に、学習塾での学習、家庭教師による学習あるいは、「けいこごと」の学

習のうち、いずれか1種類以上について学習したことのある者の割合は、表11に示すとおりである。これによると、小学生で52.1%(67.5%)、中学生で34.0%(56.2%)、小・中学生全体で45.7% (64.0%)となっている。

表11 全県的にみた学習者の比率

(単位 %)

区 分	市 町 村 の 人 口 規 模														
	計			10 万 人 以 上			10万人未満3万人以上			3 万 人 未 満 8 千 人 以 上			8 千 人 未 満		
	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校
計	45.7 (64.0)	52.1 (67.5)	34.0 (56.2)	47.8 (69.2)	54.0 (71.5)	35.7 (63.8)	47.0 (62.0)	48.8 (65.4)	43.6 (54.4)	46.4 (56.2)	54.4 (61.6)	33.1 (45.8)	28.7 (44.2)	36.7 (51.3)	16.6 (32.0)
学習塾のみ	7.6 (11.2)	2.8 (4.2)	16.3 (26.6)	8.2 (12.4)	2.8 (5.0)	18.8 (29.9)	9.2 (11.6)	2.3 (3.8)	22.0 (28.6)	7.6 (9.0)	3.3 (2.8)	14.7 (21.0)	1.7 (4.3)	1.3 (1.3)	2.2 (9.3)
家庭教師のみ	0.7 (1.3)	0.4 (0.4)	1.2 (3.3)	0.9 (1.8)	0.2 (0.5)	2.2 (4.7)	1.6 (0.8)	1.6 (0.2)	1.7 (2.0)	— (0.7)	— (0.2)	— (1.7)	— (0.6)	1.3 (0.3)	1.1 (1.1)
けいこごとのみ	32.1 (41.7)	44.5 (54.4)	9.7 (13.9)	32.6 (43.0)	45.7 (55.7)	6.8 (13.0)	32.0 (41.0)	42.7 (53.5)	12.3 (13.7)	34.2 (39.9)	47.3 (52.9)	12.5 (15.0)	21.5 (36.9)	29.1 (47.6)	9.9 (18.8)
学習塾と家庭教師	0.4 (0.5)	— (0.2)	1.0 (1.2)	0.4 (0.8)	— (0.3)	1.2 (1.9)	— (0.2)	— (0.1)	— (0.3)	0.6 (0.3)	— (0.1)	1.5 (0.6)	— (0.1)	— (0.0)	— (0.2)
学習塾とけいこごと	4.3 (8.1)	4.0 (7.5)	4.9 (9.6)	4.9 (9.8)	4.9 (8.9)	5.1 (11.9)	3.1 (7.6)	1.7 (7.1)	5.8 (8.8)	4.1 (5.5)	3.9 (4.9)	4.4 (6.7)	3.7 (2.0)	3.2 (1.8)	4.5 (2.3)
家庭教師とけいこごと	0.5 (0.8)	0.3 (0.7)	0.8 (1.0)	0.7 (1.1)	0.2 (1.0)	1.5 (1.5)	0.7 (0.5)	0.5 (0.4)	1.0 (0.6)	— (0.5)	— (0.5)	— (0.5)	1.0 (0.3)	1.7 (0.3)	0.3 (0.3)
学習塾・家庭教師とけいこごと	0.1 (0.3)	0.1 (0.2)	0.1 (0.6)	0.1 (0.4)	0.2 (0.2)	— (0.8)	0.3 (0.3)	— (0.3)	0.8 (0.5)	— (0.2)	— (0.1)	— (0.3)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)

第7節 教職員の給与

1 給与制度改正の概要

(1) 勧告に基づく給与改定 (昭和51年4月実施)

昭和51年度における給与改定は、人事委員会の勧告と内容で、昭和51年4月1日にさかのぼって実施された。引き上げ率は、給料6.12%、諸手当0.57%、その他0.20%計6.89%と昨年に引き続き低い率となった。

改定内容は、給料については全等級にわたって改善が加えられたが、特に中位等級の改善に重点が置かれた。また

行政職(事務職)、医療職(一)、医療職(二)(医療職)及び技能労務職の各給料表の一部等級に1ないし2号の号給引き伸ばしが行われた。

諸手当の改善の主な内容は次のとおりである。

① 扶養手当

扶養手当の月額額は、配偶者 7,000円、配偶者以外の扶養親族のうち2人各 2,200円、配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 4,500円、その他の扶養親族 1,000円とすべての額が引き上げられた。

② 住居手当

住居手当については、家賃・間代を支払っている職員